

2023年6月7日

愛知・豊川幼児殺人事件

## 異議申立棄却の不当決定！

えん罪豊川幼児殺人事件田邊さんを守る会  
日本国民救援会  
再審・えん罪事件全国連絡会

本日（6月7日）、名古屋高等裁判所刑事第2部（田邊三保子裁判長）は、豊川幼児殺人事件の再審請求審（異議審）において、同裁判所刑事第1部が2019年1月25日に出した再審請求棄却の決定そのままに、田邊雅樹さんの異議申立を棄却する決定を行いました。

この事件は、2002年にトラック運転手の田邊さんが、豊川市内のゲームセンター駐車場に駐車されていた車から当時1歳10カ月の男児を連れ去り、約4キロメートル離れた海岸の岸壁から海に男児を投げ捨てて殺害したとされるものです。

しかし、この事件には田邊さんと犯行を結びつける物的証拠はなく、犯行の目撃者もないのです。そして捜査段階における警察の暴力的で厳しい取り調べによって作られた虚偽「自白」だけが有罪の根拠とされました。田邊さんは公判で一貫して無実を訴え続け、一審では無罪を勝ち取りましたが、検察の控訴によって二審の名古屋高裁で逆転有罪となり、懲役17年の刑が確定し、大分刑務所に収監されました。2022年8月に刑期を終え出所しましたが、苦難の生活を余儀なくされています。

異議審で弁護団は、再審請求審において提出された証拠を、更に科学的な論拠で補強しました。例えば、警察は田邊さんのワゴンRの徹底した微物鑑定を行いました。ワゴンRからは被害児の痕跡は何一つ発見されませんでした。一審無罪判決はこれを重視しましたが、確定判決は「鑑定活動で被害者に結びつく資料が発見される可能性はもともときわめて小さかった」として有罪としました。弁護団は、異議審で名古屋高検に保管されていた鑑定活動に使用した「リタックシート」を専門家の立ち会いの下で閲覧謄写するとともに意見書を提出し、事実調べを要求しました。しかし、弁護団の要求にもかかわらず、今回も原審同様に新証拠の事実調べや意見書を記した科学者への証人尋問は行われませんでした。また、多くの支援者からの現地調査を求める再三の要請にもまったく耳を傾けませんでした。

本決定は、科学的な証拠に目を向けず、自白を偏重し、白鳥・財田川決定に反して新旧証拠の総合評価を怠った不当決定であり、断固抗議します。

これまで全国から寄せられたご支援に心からの感謝を申し上げます。私たちは、これまでと同様、弁護団と手を携えながら田邊雅樹さんの雪冤のために、引き続き奮闘します。

以上